

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～3. 略					1. ～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1]～[2] (2) ① 略					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1]～[2] (2) ① 略				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～ <u>令和12年度</u>	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2年度		【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～ <u>令和9年度</u>	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2年度	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(4)～移設</u>					【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</u> 〔国土交通省〕	

						地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う		浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和2～7年度		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【実施時期】 平成26年度～	(略)	(略)	(略)		
【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業	(略)	(略)	(略)		
(略)						(略)					
【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備事業	長崎県・長崎市・民間事業者	長崎スタジアムシティプロジェクトは、スポーツの振興と雇用・地域経済活性化の両立を目指したプロジェクトであり、サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設の建設が予定されている。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省]	【実施時期】 令和4～7年度		【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備事業	長崎県・長崎市・民間事業者	長崎スタジアムシティプロジェクトは、スポーツの振興と雇用・地域経済活性化の両立を目指したプロジェクトであり、サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設の建設が予定されている。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省]	【実施時期】 令和4～7年度	
【内容】 ジャパネットホールディングスグループにより開発が予定されている長崎スタジアムシティプロジェクトと一体となった周辺道路の整備を行う 位置：幸町ほか		このスタジアムシティと長崎駅をはじめとする旅客施設を結ぶ経路において、安全で快適な歩行空間や、円滑な車両動線を確保する周辺道路の整備は、集客拠点間の回遊による賑わいの創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。				【内容】 ジャパネットホールディングスグループにより開発が予定されている長崎スタジアムシティプロジェクトと一体となった周辺道路の整備を行う 位置：幸町ほか		このスタジアムシティと長崎駅をはじめとする旅客施設を結ぶ経路において、安全で快適な歩行空間や、円滑な車両動線を確保する周辺道路の整備は、集客拠点間の回遊による賑わいの創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業	(略)	(略)	(略)		
(略)						(略)					
削除						【事業名】 旧リンガー住宅保存整備事業	長崎市	旧リンガー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省]	【実施時期】 令和5～7年度	
						【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧リンガー住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町		旧リンガー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。			
						【実施時期】 令和5～11年度					

<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業</p> <p>【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する 位置：南山手町ほか</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。</p> <p>洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>先導的官民連携支援事業</u> 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p> <p>【措置の内容】 <u>民間資金等活用事業調査費補助</u> 〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 令和7年度</p>		<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業</p> <p>【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する 位置：南山手町ほか</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。</p> <p>洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律租税特別措置法(第34条の2第2項第11号)</u> 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和4～7年度</p>	
<p>【事業名】 JR長崎本線連続立体交差事業</p> <p>【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る (L=2480m)</p> <p>【実施時期】 平成21年度～<u>令和7年度</u></p>	長崎県	<p>長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。</p> <p>中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～6年度</p>		<p>【事業名】 JR長崎本線連続立体交差事業</p> <p>【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る (L=2480m)</p> <p>【実施時期】 平成21年度～<u>令和6年度</u></p>	長崎県	<p>長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。</p> <p>中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～6年度</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)		<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか</p> <p>【実施時期】 平成28年度～<u>令和12年度</u></p>	長崎市	<p>近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。</p> <p>新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することから、中心市街地の活性</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～5年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕</p>		<p>【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか</p> <p>【実施時期】 平成28年度～<u>令和9年度</u></p>	長崎市	<p>近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。</p> <p>新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することから、中心市街地の活性</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～5年度</p> <p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕</p>	

		化に必要な事業である。	【実施時期】 令和6~7年度	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和4~5年度</u> 【措置の内容】 <u>住宅・建築物防災力緊急促進事業</u> 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和6~7年度</u>	
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 桜町近隣公園整備事業 【内容】 市庁舎別館跡地を活用し、近隣住民の日常的な利用や各種イベントの開催など賑わいの創出に資する公園を整備する 位置：桜町 【実施時期】 <u>令和3年度～</u>	長崎市	旧公会堂前公園の代替公園として、近隣住民の日常的な利用及び各種イベントや集会の開催など、賑わいの創出に寄与する公園整備を行うもの。 回遊性の向上や賑わいの創出及び居住環境の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和6年度</u>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)		
【事業名】 県立図書館郷土資料センター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するた		

		化に必要な事業である。	【実施時期】 令和6~7年度	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和4~7年度</u>	
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 桜町近隣公園整備事業 【内容】 市庁舎別館跡地を活用し、近隣住民の日常的な利用や各種イベントの開催など賑わいの創出に資する公園を整備する 位置：桜町 【実施時期】 <u>令和3~9年度</u>	長崎市	旧公会堂前公園の代替公園として、近隣住民の日常的な利用及び各種イベントや集会の開催など、賑わいの創出に寄与する公園整備を行うもの。 回遊性の向上や賑わいの創出及び居住環境の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 <u>令和6~7年度</u>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 県立図書館郷土資料センター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)		
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するた		

<p>県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>		<p>め、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NPO等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。</p> <p>県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)</p>	(略)	(略)		
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街</p> <p>【事業実施期間】 平成26年度～</p>	民間事業者	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業[再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

<p>県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成26～<u>令和7年度</u></p>		<p>め、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NPO等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。</p> <p>県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)</p>	(略)	(略)		
<p><u>(3) から移設</u></p>				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新市庁舎建設事業[再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 新たな文化施設整備事業 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）</u> <u>〔内閣府〕</u> 【実施時期】 <u>令和7年度</u>	
--	-----	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新たな文化施設整備事業 <u>[再掲]</u> 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 <u>〔内閣府〕</u> 【実施時期】 令和4年度	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 <u>〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 <u>令和4～5年度</u> 【措置の内容】 <u>住宅・建築物防災力緊急促進</u>	

<u>(3) から移設</u>				
-----------------	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新たな文化施設整備事業 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 <u>〔内閣府〕</u> 【実施時期】 令和4年度 【措置の内容】 <u>都市構造再編集中支援事業</u> <u>〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 <u>令和6～7年度</u>	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 <u>〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 <u>令和4～7年度</u>	

		な事業である。	事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和6～7年度	
--	--	---------	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】 県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町 【実施時期】 平成26年度～	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NPO等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。 県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2]② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業	(略)	(略)	(略)	

		な事業である。		
--	--	---------	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】 県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町 【実施時期】 平成26～令和7年度	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NPO等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。 県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2]② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業	(略)	(略)	(略)	

[再掲] (略)				
(4)へ移設				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭	(略)	(略)	(略)	(略)

[再掲] (略)				
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～7年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)から移設				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭	(略)	(略)	(略)	(略)

事業 (略)					事業 (略)				
【事業名】 長崎さるく 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、 民間事業者	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。</p> <p>長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～3年3月	区域内	【事業名】 長崎さるく 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。</p> <p>長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～3年3月、 令和6年4月～8年3月	区域内
削除					【事業名】 <u>長崎帆船まつり</u> 【内容】 <u>長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る</u> 【実施時期】 <u>平成12年度～</u>	<u>長崎帆船まつり実行委員会</u>	<u>4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和6年4月～8年3月</u>	区域内
【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎郷土芸能大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎郷土芸能大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(4)へ移設</u>					【事業名】 長崎居留地まつり 【内容】 旧外国人居留地区の歴史的文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域振興を図る	長崎居留地まつり実行委員会	<p>長崎の代表観光地である旧外国人居留地区で開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和6年4月～8年3月</u>	区域内

【実施時期】 平成15年度～					【実施時期】 平成15年度～				
(4)～移設					【事業名】 商店街体制強化支援事業 【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。 【実施時期】 令和2年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和6年4月～8年3月</u>	区域内
(4)～移設					【事業名】 商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う 【実施時期】 令和2年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和6年4月～8年3月</u>	区域内
【事業名】 新たな賑わい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新たな賑わい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)～移設					【事業名】 中心市街地公園整備事業 【内容】 イベント等が開催可能で、集客拠点となる公園等を中心市街地内に整備する 【実施時期】 平成27年度～令和6年度	長崎市	長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和3～6年度</u>	
【事業名】 空き店舗活用にぎわい創	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街への魅力	【措置の内容】 中心市街地活	区域内	【事業名】 空き店舗活用にぎわい創	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街への魅力	【措置の内容】 中心市街地活	区域内

出事業 【内容】 商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う 【実施時期】 令和5年度～		ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和6年4月～ <u>令和7年3月</u>	
---	--	---	---	--

出事業 【内容】 商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う 【実施時期】 令和5年度～		ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和6年4月～ <u>令和8年3月</u>	
---	--	---	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく [再掲] 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、 <u>民間事業者</u>	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府] 【実施時期】 <u>令和5年度～令和6年度</u> 【措置の内容】 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u> [内閣府] 【実施時期】 <u>令和7年度</u>	
【事業名】 長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 若年者雇用促進事業 【内容】	長崎市	若年者の地元就職やUIJTターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、	【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく [再掲] 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府] 【実施時期】 <u>令和5年度</u>	
【事業名】 長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 若年者雇用促進事業 【内容】	長崎市	若年者の地元就職やUIJTターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、	【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金	

<p>若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進するため、学生や保護者一人ひとりに地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を促進する</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>		<p>ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和5～6年度</p> <p>【措置の内容】 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）</u> [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和7年度</p>		<p>若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進するため、学生や保護者一人ひとりに地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を促進する</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>		<p>ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和5～6年度</p>		
<p>【事業名】 多様な人材雇用促進事業</p> <p>【内容】 地元企業の人手不足解消のため、Bangladesh高度IT人材や潜在的労働者及び女性の活躍推進を図るなどの多様な人材の雇用促進を図るとともに、地元企業の受け入れ態勢の整備を支援する</p> <p>【実施時期】 令和6年度～</p>	長崎市	<p>多様な人材の雇用促進を図ることで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p> <p>【措置の内容】 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）</u> [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和7年度</p>		<p>【事業名】 多様な人材雇用促進事業</p> <p>【内容】 地元企業の人手不足解消のため、Bangladesh高度IT人材や潜在的労働者及び女性の活躍推進を図るなどの多様な人材の雇用促進を図るとともに、地元企業の受け入れ態勢の整備を支援する</p> <p>【実施時期】 令和6年度～</p>	長崎市	<p>多様な人材の雇用促進を図ることで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p>		
<p>【事業名】 若者交流施設運営事業</p> <p>【内容】 サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うもの</p> <p>【実施時期】</p>	長崎市	<p>本事業は、長崎スタジアムシティ隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うものであり、広場整備により期待される交流促進や賑わい創出の効果をより高めるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p> <p>【措置の内容】 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）</u></p>		<p><u>支援措置の追加</u></p>					

令和6年度～令和7年度			<u>【内閣府】</u>	
			<u>【実施時期】</u> 令和7年度	
【事業名】 まちなか賑わい創出事業	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関	長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民がまちなかに回遊することで、まちなかの歩行者通行量の増加や消費の拡大が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>【措置の内容】</u> 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） <u>【内閣府】</u>	
【内容】 長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民をまちなかに回遊させる取組みを産官学が連携して実施する			<u>【実施時期】</u> 令和7年度	
【実施時期】 令和7年度～				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(4) へ移設</u>				
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	

<u>支援措置の追加</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲]	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>【措置の内容】</u> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） <u>【国土交通省】</u>	
【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う			<u>【実施時期】</u> 令和2～7年度	
【実施時期】 平成26年度～				
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 若年者雇用促進事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 若年者雇用促進事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちMICEプロジェクト 【内容】 MICE開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE開催による効果をまち全体に波及させる 【実施時期】 令和元年度～ <u>令和4年度</u>	長崎市	本事業は、MICE主催者にまちなかの歴史的建造物や商店街などをユニークベニューとして活用を促す取り組みや来訪者にまちなかの周遊・滞在を促す魅力的なコンテンツや仕組みづくりを行うとともに、市民や事業者によるおもてなし機運醸成を図るものである。 これらの取り組みは、MICE主催者や来訪者による消費拡大につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3～4年度 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度		【事業名】 まちMICEプロジェクト 【内容】 MICE開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE開催による効果をまち全体に波及させる 【実施時期】 令和元年度～	長崎市	本事業は、MICE主催者にまちなかの歴史的建造物や商店街などをユニークベニューとして活用を促す取り組みや来訪者にまちなかの周遊・滞在を促す魅力的なコンテンツや仕組みづくりを行うとともに、市民や事業者によるおもてなし機運醸成を図るものである。 これらの取り組みは、MICE主催者や来訪者による消費拡大につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3～4年度 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 長崎帆船まつり 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成12年度～ <u>令和5年度</u>	長崎帆船まつり実行委員会	4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3年度 令和5年度		【事業名】 長崎帆船まつり <u>[再掲]</u> 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成12年度～	長崎帆船まつり実行委員会	4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3年度 令和5年度	
【事業名】 長崎さるく [再掲] 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、 <u>民間事業者</u>	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和4年度		【事業名】 長崎さるく [再掲] 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成18年度～	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和4年度	

<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]</p> <p>【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、活用する 位置：南山手町ほか</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	長崎市	<p>中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。</p> <p>洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 先導的官民連携支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p> <p>【措置の内容】 民間資金等活用事業調査費補助 〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 令和7年度</p>	
---	-----	--	--	--

(2) ①から移設				
-----------	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 企業連携型奨学金返還支援事業</p> <p>【内容】 奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その一部を補助する奨学金支援制度を実施し、若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進する</p> <p>【実施時期】 令和6年度～</p>	長崎市	<p>若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか賑わい創出事業 [再掲]</p> <p>【内容】 長崎スタジアムシティ等</p>	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関	<p>長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民がまちなかに回遊することで、まちなかの歩行者通行量の増加や消費の拡大が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 企業連携型奨学金返還支援事業</p> <p>【内容】 奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その一部を補助する奨学金支援制度を実施し、若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進する</p> <p>【実施時期】 令和7年度～</p>	長崎市	<p>若年者の地元就職やU I Jターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか賑わい創出事業</p> <p>【内容】 長崎スタジアムシティ等</p>	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関	<p>長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民がまちなかに回遊することで、まちなかの歩行者通行量の増加や消費の拡大が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>の来訪者や長崎市民をまちなかに回遊させる取組みを産官学が連携して実施する</p> <p>【実施時期】 令和7年度～</p>					<p>の来訪者や長崎市民をまちなかに回遊させる取組みを産官学が連携して実施する</p> <p>【実施時期】 令和7年度～</p>					
<p>【事業名】 長崎居留地まつり</p> <p>【内容】 旧外国人居留地区の歴史的文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域振興を図る</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	<p>長崎居留地まつり実行委員会</p>	<p>長崎の代表観光地である旧外国人居留地地区で開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>			<p><u>(2) ①から移設</u></p>					
<p>【事業名】 商店街体制強化支援事業</p> <p>【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	<p>長崎市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>			<p><u>(2) ①から移設</u></p>					

<p>【事業名】 商店街にぎわい創出事業</p> <p>【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p>	長崎市	<p>【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p>								
<p>【事業名】 中心市街地公園整備事業</p> <p>【内容】 イベント等が開催可能で、集客拠点となる公園等を中心市街地内に整備する</p> <p>【実施時期】 平成27年度～令和6年度</p>	長崎市	<p>長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。</p> <p>観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。</p>								
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業[再掲]</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	民間事業者	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>								

(2) ①から移設

(2) ①から移設

(3) から移設

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業 【内容】 交差点改良により事故防止及び交通渋滞の緩和を図るとともに、立体横断施設に限られていた電停のバリアフリー化を行う 位置：馬町及び新大工町 【実施時期】 平成25年度～ <u>令和6年度</u>	国土交通省	諏訪神社電停は、1日当たりの乗降客数が3,000人を超え、『移動等円滑化の促進に関する基本方針』において整備目標が示されている重要な旅客施設であるが、現在、地下道でしかアクセス出来ない状況であることから、新たな横断歩道の設置や、電停のバリアフリー化により、高齢者や交通弱者等の移動の円滑化を図るものである。 長崎市が実施するまちなか回遊路整備事業や隣接する新大工町地区市街地再開発事業と連携し、歩行者の回遊性向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国直轄事業 【実施時期】 令和2年度～ <u>6年度</u>	
【事業名】 離島航路維持対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備を行う 【実施時期】 平成28年度～ <u>令和3年度</u>	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～3年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] (2) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点改良事業 【内容】 交差点改良により事故防止及び交通渋滞の緩和を図るとともに、立体横断施設に限られていた電停のバリアフリー化を行う 位置：馬町及び新大工町 【実施時期】 平成25年度～	国土交通省	諏訪神社電停は、1日当たりの乗降客数が3,000人を超え、『移動等円滑化の促進に関する基本方針』において整備目標が示されている重要な旅客施設であるが、現在、地下道でしかアクセス出来ない状況であることから、新たな横断歩道の設置や、電停のバリアフリー化により、高齢者や交通弱者等の移動の円滑化を図るものである。 長崎市が実施するまちなか回遊路整備事業や隣接する新大工町地区市街地再開発事業と連携し、歩行者の回遊性向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国直轄事業 【実施時期】 令和2年度～	
【事業名】 離島航路維持対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備を行う 【実施時期】 平成28年度～	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～3年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	

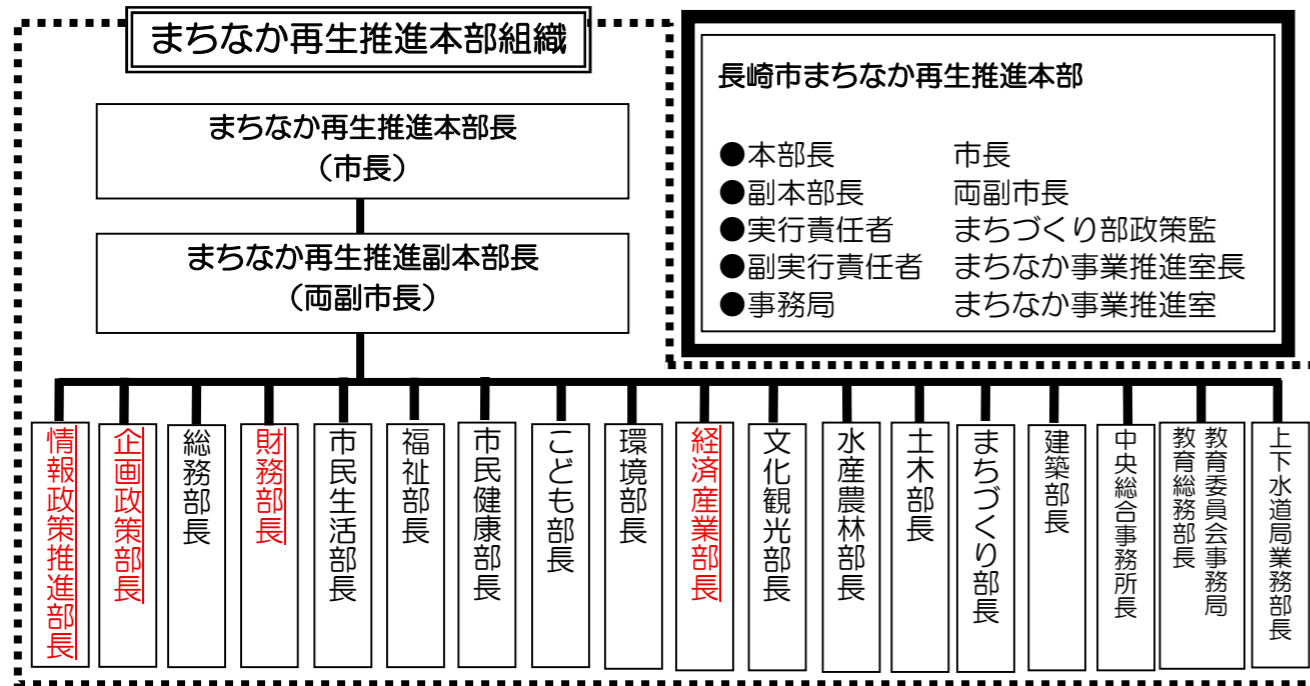
(4) 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1) 略

(2) 長崎市まちなか再生推進本部

長崎市では、歴史的な文化及び伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地である「まちなか」を再生することを目的として、庁内の関係部局相互の緊密な連携を確保するため、平成20年4月に市長を本部長とした長崎市まちなか再生推進本部を設置し、まちなか再生の推進及び各部局間の調整を実施している。

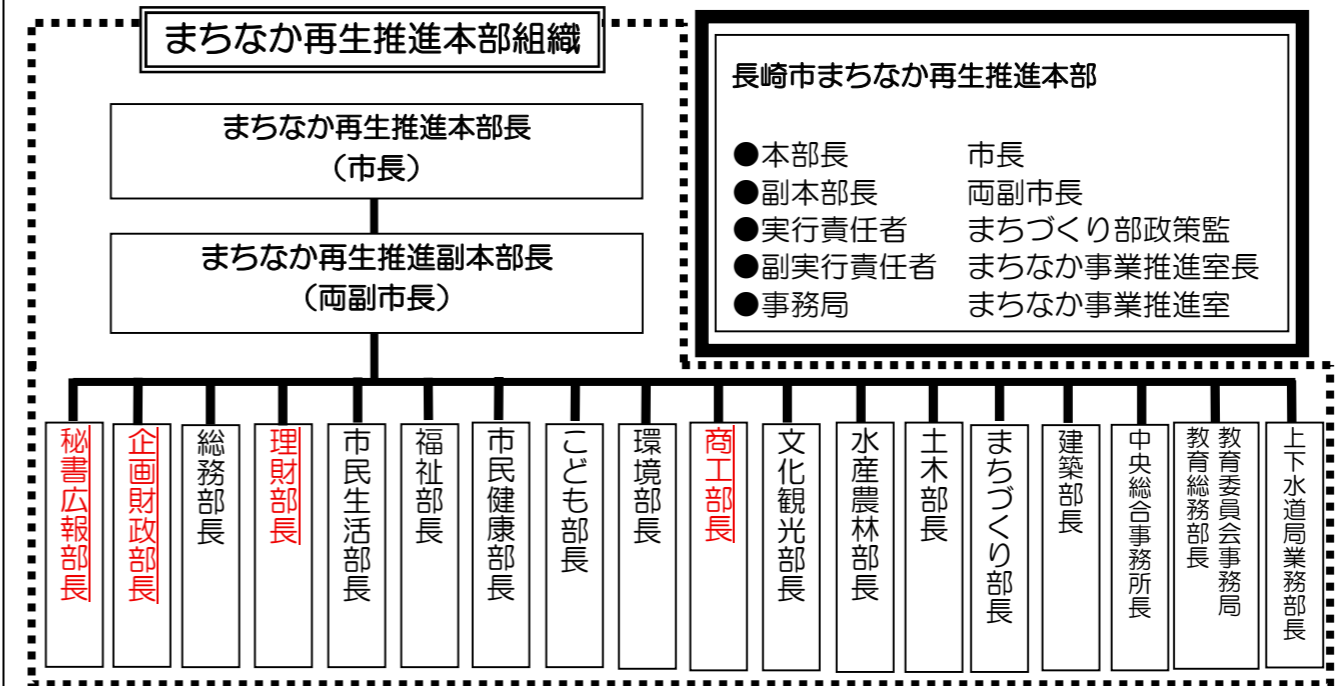


9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] (1) 略

(2) 長崎市まちなか再生推進本部

長崎市では、歴史的な文化及び伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地である「まちなか」を再生することを目的として、庁内の関係部局相互の緊密な連携を確保するため、平成20年4月に市長を本部長とした長崎市まちなか再生推進本部を設置し、まちなか再生の推進及び各部局間の調整を実施している。



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会委員

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ (まちづくり)	長崎つきまち(株)代表取締役社長
2			<u>まちづくり新大工(株)代表取締役</u>
3	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	会頭
4			都市整備委員長
5			商業部会長
6			専務理事
7	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
8			長崎市中通り商店街(振) 理事長
9			長崎市築町商店会 会長
10			長崎駅前商店街組合 理事長
11			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
12			長崎新地中華街商店街(振) 理事長
13	交通事業者	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株)代表取締役社長
14			長崎県交通局 局長
15			長崎電気軌道(株)代表取締役社長
16			九州旅客鉄道(株)長崎支社長
17			(一社)長崎市タクシー協会 会長
18	地権者	第4項2号(地権者)	浜町6東・8東・9番街区市街地再開発準備組合 理事長
19			(株)リージョナルクリエーション長崎 取締役
20	市町村	第4項3号(市町村)	長崎市まちづくり部政策監
21			<u>長崎市経済産業部 部長</u>
22	金融機関	第8項(金融機関)	(株)十八親和銀行 <u>常務執行役員</u>
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 理事長
24			長崎大学経済学部准教授

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会委員

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ (まちづくり)	長崎つきまち(株)代表取締役社長
2			会頭
3	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	都市整備委員長
4			商業部会長
5			専務理事
6	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
7			長崎市中通り商店街(振) 理事長
8			長崎市築町商店会 会長
9			長崎駅前商店街組合 理事長
10			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
11			長崎新地中華街商店街(振) 理事長
12	交通事業者	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株)代表取締役社長
13			長崎県交通局 局長
14			長崎電気軌道(株)代表取締役社長
15			九州旅客鉄道(株)長崎支社長
16			(一社)長崎市タクシー協会 会長
17	地権者	第4項2号(地権者)	浜町6東・8東・9番街区市街地再開発準備組合 理事長
18			<u>新大工町地区市街地再開発組合 理事長</u>
19			(株)リージョナルクリエーション長崎 取締役
20	市町村	第4項3号(市町村)	長崎市まちづくり部政策監
21			<u>長崎市商工部 部長</u>
22	金融機関	第8項(金融機関)	(株)十八親和銀行 <u>取締役専務執行役員</u>
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 理事長
24			長崎大学経済学部准教授

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
25	環境・コミュニティ	第8項（市民）	NPO 法人長崎コンプラドール 理事長
26	地域経済		（一社）長崎青年会議所 理事長
27	観光		（一社）長崎国際観光コンベンション協会会長
28	オブザーバー	第7項（行政機関）	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
29		第7項（行政機関）	国土交通省九州地方整備局 建政部都市整備課長
30		第7項（行政機関）	長崎県 産業労働部経営支援課長
31		第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室長

(3) 略

(4) 開催状況
(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年12月24日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第6回変更（計画期間延長を含む）について

【令和7年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和7年4月30日）

- ・認定長崎中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和7年8月4日）

- ・第3期長崎市中心市街地活性化基本計画原案（案）について

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（令和7年11月13日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第7回変更について

- ・第3期長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について

(5) 略

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) まちぶらプロジェクトの推進

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年でまちの形が大きく変わっていきとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、「まちなか」で実施する平成25年度からの取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめている。

(略)

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
25	環境・コミュニティ	第8項（市民）	NPO 法人長崎コンプラドール 理事長
26	地域経済		（一社）長崎青年会議所 理事長
27	観光		（一社）長崎国際観光コンベンション協会会長
28	オブザーバー	第7項（行政機関）	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
29		第7項（行政機関）	国土交通省九州地方整備局 建政部都市整備課長
30		第7項（行政機関）	長崎県 産業労働部経営支援課長
31		第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室長

(3) 略

(4) 開催状況
(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年12月24日）

- ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第6回変更（計画期間延長を含む）について

新規追加

(5) 略

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) まちぶらプロジェクトの推進

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年でまちの形が大きく変わっていきとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、「まちなか」で実施する平成25年度から令和4年度における10年間の取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめている。

(略)

(ア) 長崎市まちぶらプロジェクト認定事業
(略)

-長崎市まちぶらプロジェクト認定事業一覧(令和7年11月4日現在)-

(略)

50	長崎おもてなしトイレ(ひぐちグループ) [実施者:株式会社ひぐち 三宝商事株式会社]	66	まちぶらランチョンマット・長崎おもてなしトイレ [実施者:まちバル 14番目の月]
67	出逢いの井戸と LOVELOCK [実施者:おやど紀伊国屋 銀屋町]	88	長崎暮らし/長崎の魅力を発信する YouTube チャンネル [実施者:品川 正之介]
68	地域によるオランダ通りの花のあるまちづくり [実施者:大浦町三丁目自治会]	89	MUSIC CROSS PROJECT [実施者:浜町青年会]
69	「オランダ通りで一日を」 ～長崎の歴史と人と店をつなぐ楽しみ方～ [実施者:「オランダ通りで一日を」MAPを持って歩く委員会]	90	ハモらんばプロジェクト [実施者:ハモらんばプロジェクト]
70	浜んまち Machi Piano [実施者:大浦町三丁目自治会]	91	HUBs Ishibashi [実施者:55HUBs]
71	知っとこ!新大工町商店街! [実施者:長崎市新大工町商店街振興組合]	92	ぶんちゃんランド [実施者:株式会社石丸文行堂、日本紙器株式会社]
72	中通り商店街でひとやすみ [実施者:長崎市中通り商店街振興組合]	93	長崎観光音声ガイド web サイト 「風景の美術館 - LANDSCAPE MUSEUM」 [実施者:REGIONAL ARKHE]
73	古き良き時代の路地復活 めがね橋 LOGIC×中通り商店街×磨屋通り自治会 [実施者:めがね橋 LOGIC]	94	ながさき絵本の旅プロジェクト [実施者:REGIONAL ARKHE]
74	長崎の魅力発信拠点!CENTRALVISION ハマクロス 411 [実施者:株式会社 博多大丸]	95	まちなかコネクト 長崎 BizPORT [実施者:日鉄興和不動産株式会社、長崎食糧倉庫株式会社]
75	令和の森づくり事業と連携したまちなかの賑わい創出 [実施者:長崎市風頭公園景観振興会]	96	長崎居留地まつり [実施者:長崎居留地まつり実行委員会]
76	諏訪小学校弦楽クラブまちぶらコンサート [実施者:長崎市立諏訪小学校弦楽クラブ]	97	斜面地暮らしの魅力発信 [実施者:斜面地・空き家活用団体つくる]
77	「CHAMP!!チャレンジ」 [実施者:モカダンススクール]	98	長崎東山手洋館活用プロジェクト [実施者:長崎東山手洋館活用プロジェクト/Pavé]
78	「民泊事業(おやど紀伊国屋)」と北川氏による既存町家における魅力創出・情報発信事業 [実施者:北川 眞悟]	99	まちぶら休憩所『居留地憩いの場』 [実施者:ホテルモントレ株式会社 ホテルモントレ長崎]
79	寺町 BURARI [実施者:めがね橋 LOGIC]	100	まちなか推し巡り展 [実施者:一般社団法人推し巡り協会]
80	「出嶋・内町」の魅力を発見・発信! ～1571年長崎開港の原点「出嶋・内町」を歩いて長崎の未来を描こう～ [実施者:長崎出嶋・内町活性化協議会]	101	まちぶらMemo [実施者:九州Memo]
81	#中通り元気プロジェクト [実施者:めがね橋 LOGIC]	102	毛氈(もうせん)、唐人貿易等を通じた長崎の歴史・文化の再発見 [実施者:砂崎 素子]
82	まちなかワイヤーマルシェ [実施者:大浦町三丁目自治会]	103	長崎夜市～中島川夏風情 [実施者:長崎夜市実行委員会]
83	Happy マーケット [実施者:Happy market しお彩]	104	長崎を着物の町へ 長崎きものプロジェクト [実施者:Nagasaki kimono project]
84	フラワー&みどりスポット in まちぶら広場 [実施者:篠原 恒範]	105	「長崎観光×アクティビティ」中島川・まちなか SUP ツア ー[実施者:EAT SLEEP SUP]

(ア) 長崎市まちぶらプロジェクト認定事業
(略)

-長崎市まちぶらプロジェクト認定事業一覧(令和2年1月1日現在)-

(略)

50	長崎おもてなしトイレ(ひぐちグループ) [実施者:株式会社ひぐち 三宝商事株式会社]	66	まちぶらランチョンマット・長崎おもてなしトイレ [実施者:まちバル 14番目の月]
----	---	----	--

新規追加

85	『音楽で唐人屋敷の魅力を』事業 [実施者: By La Lavender]	106	「路地文化に灯りを」プロジェクト [実施者: 「路地文化に灯りを」プロジェクト]
86	坂のまちのeBikeサイクリングガイドツアー [実施者: 株式会社あかり ROUTE BIKE&TOURS]	107	Art Park 構想(公園でお絵描き) [実施者: 久米 保]
87	旅×アロマ「長崎旅香」～感性にふれる、身近な旅へ～ [実施者: 一般社団法人こころとアロマ]	108	セトレの夜さんぽ・セトレオリジナルさるく [実施者: セトレグラパースハウス長崎]

(イ) まちなか賑わいづくり活動支援事業
(略)

(イ) まちなか賑わいづくり活動支援事業
(略)

H30	築町べっぴん会スタートアップ事業 [実施者: 築町べっぴん会]	手紙と旅の手帖 [実施者: 有限会社ナンボウ てがみ屋]	浜町サブカルストリート [実施者: 株式会社長崎経済研究所]	ながさきオーガニックマルシェ [実施者: りぼんちゃんプロジェクト]
R元	まちなか 365 日卓上日めくりカレンダー によるワクワクドキドキ発見 [アートクエイク]	新大工町商店街仮囲いを利用した 賑わい活性化事業 [長崎市新大工町商店街振興組合]	「オランダ通りで1日を」～長崎の歴史 と人と店をつなぐ楽しみ方～ [「オランダ通りで1日を」MAPをもって歩く委員会]	銅座路地裏ナイトマルシェ・ 路地裏で乾杯! [銅座活性化プロジェクトチーム]
R2	まちなか公園マルシェ [株式会社 住 navi]	新大工町商店街×M.O.C.A Dance School コラボ企画 [モカダンススクール]	寺町 BURARI [株式会社 リエックスジャパン]	出嶋・内町地図による内町の 魅力発見事業 [長崎出嶋・内町活性化協議会]
R3	長崎のまちなみが飛び出す! 3D ポップアップカードで長崎の魅 力再発見 [ペーパームーン]	ながさきデジタル花火大会 [株式会社ファイブタッグプラス]	香りあるまち、ながさきプロジェク ト [一般社団法人こころとアロマ]	風頭緑のゾーンと連携した 歴史探訪案内板等整備事業 [風頭公園景観振興会]
R4	ながさき絵本の旅プロジェクト [REGIONAL ARKHE]	『長崎くんち展 Again』 ～長崎っ子の心意気～ [長崎浜市観光通商店街振興組合]	商店街×e スポーツ配信×WEB スタンプラ リー 浜まちバーチャル甲子園 [株式会社ファイブタッグプラス]	

H30	築町べっぴん会スタートアップ事業 [実施者: 築町べっぴん会]	手紙と旅の手帖 [実施者: 有限会社ナンボウ てがみ屋]	浜町サブカルストリート [実施者: 株式会社長崎経済研究所]	ながさきオーガニックマルシェ [実施者: りぼんちゃんプロジェクト]

新規追加

R5	長崎伝統文化で観光推進 『#まちなかの賑わい』 [長崎くんちミュージアム推進会議]	「路地文化に灯りを」プロジェクト [「路地文化に灯りを」 プロジェクト委員会]	CHALLENGE THE NAGASAKI ～皆のチャレンジの一步を～ [YOGA ANDANTE]	長崎居留地「ひと・こと・もの」 賑わい創生 [55HUBs]
	 (イメージ図)	 (イメージ図)		 (イメージ図)
R6	中島川まちなか賑わいビッグ SUP ツ ア-冬の陣 [EAT SLEEP SUP]	まちなか押し巡りカードラリー [一般社団法人 押し巡り協会]	Art Park 構想 [まちなか Art Park 実行委員会]	まちなかと連携したサッカーのまち 長崎へ！V・ファーレン長崎まちなか パブリックビューイング
				

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4]都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

・出島和蘭商館跡復元事業

・削除

5～6. 略

7. 経済活力の向上のための事業

(略)

・東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]

・長崎バイサイドマラソン

8. 略

11. ～12. 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4]都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

(略)

・出島和蘭商館跡復元事業

・旧リンガー住宅保存整備事業

5～6. 略

7. 経済活力の向上のための事業

(略)

・東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲]

・長崎バイサイドマラソン&ウォーク

8. 略

11. ～12. 略